

## 独立行政法人国民生活センターの業務の見直し案

平成19年12月21日

内閣府

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務運営の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の削減や国民負担の軽減を図る観点から、次期中期目標期間（平成20年度から24年度）において、以下の見直しを行うこととする。

## 第1 情報分析事業の見直し

警戒すべき情報を早期に発見し、迅速な提供が行えるようにするために業務の在り方を見直し、可能なものから早急に実施する。全国消費生活情報ネットワーク・システム（パイオネット）を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図る。パイオネットシステムの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者や関係省庁、関係独立行政法人、地方消費生活センター等の関係機関等への迅速な情報提供を行う。

事故情報データベース等を整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。

## 第2 相談事業の見直し

消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、民間裁判外紛争解決機関の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。

消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。

### 第3 商品テスト事業

我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に則して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。国民生活センターは、中核的機関として、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、提供する役割を積極的に果たす。

### 第4 教育研修事業

消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行う。

研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運營業務について民間競争入札を実施し、企業・消費者向けの教育・研修事業については官民競争入札を実施する。

地方消費生活センターの相談処理能力を高めるため、消費生活相談員と地方公共団体の職員への研修に重点を置き、その充実を図る。

### 第5 国民生活センターの在り方の検討

消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていくなかで、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ平成19年度内に検討する。

また、パイオネットの最適化の検討にあわせて、国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たさせるための情報及び組織のネットワークを確立する。

## 第6 保有資産の見直し

相模原事務所については、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の運営について、民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。

東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。

## 第7 業務全般に関する見直し

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの実績を踏まえ、同等程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、人件費の削減について引き続き着実に実施するとともに、「経済財政改革と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、給与水準について以下のような観点から検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準

が適切かどうか十分な説明ができるか。

- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国民生活センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう、要請するものとする。